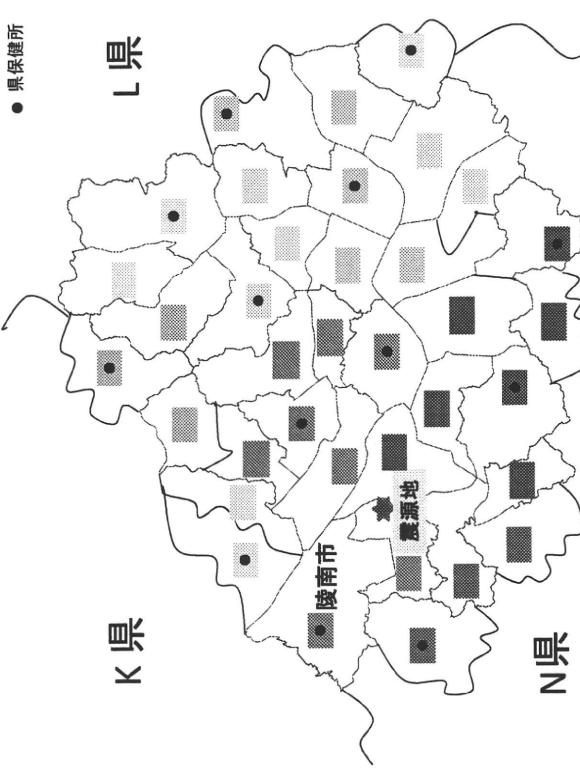


M県 保健所 所在地及び管轄地域図

陵南市 地理的概要－1



- ・陵南市は、面積約155km²、人口約103万人の政令指定都市で、西部をK県と、南西部をN県と県境で接しています。また、Q市、R市、S市、T市、U市、V市と市境で接しています。
- ・陵南市には、中区、東区、西区、南区、北区、山野区、坂戸区の7つの行政区があります。
- ・人口分布は、交通の便がよく、商業施設が集中している北部が人口密度が高く、南東部が低くなっています。

5

陵南市 地理的概要－2

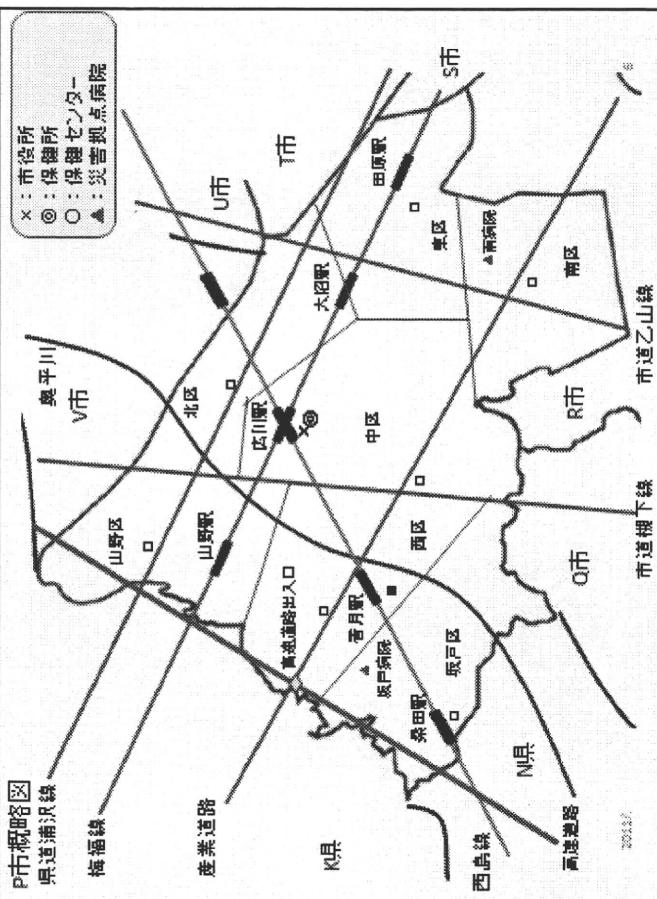
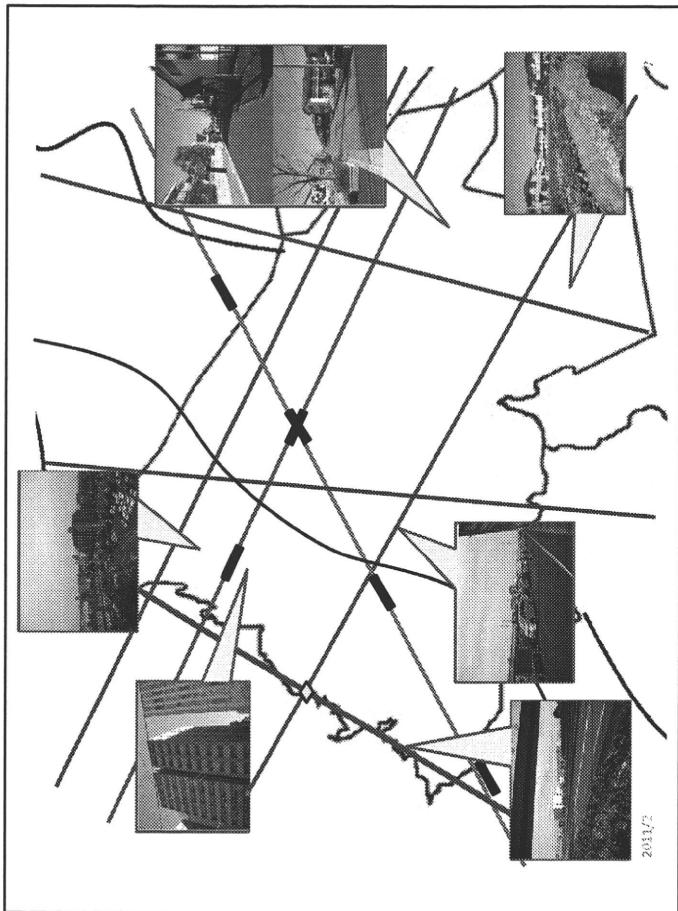
- ・市の(ほま)中心部を北から南西に走る奥平川(り)川である奥平川(り)川が流れています。昭和40年代まででは氾濫(はんらん)を繰り返しましたが、治水工事により近年(はほとんど)氾濫(はんらん)することがなくなりました。
- ・鉄道は、市を北西から南東に走る梅福線(めふくせん)と北東から南西に走る西島線(にしじません)が乗り入れ、両線(はりょうせん)は、市の(ほま)中心部(ちゅうぶ)にある広川駅(ひろかわえき)で交わります。特に西島線(にしじません)は東京方面への通勤客(つうこうきゃく)、学生(がくせい)でラッシュ時(は)非常に混雑(こんさつ)します。
- ・市営バス(しえいバス)が市内を走っており、鉄道の駅(えき)が無い市の南部(なんぶ)の住民(じゅみん)にとっては駅(えき)に出るための貴重な交通手段(こうつうしょんだん)になっています。

2014/7/21

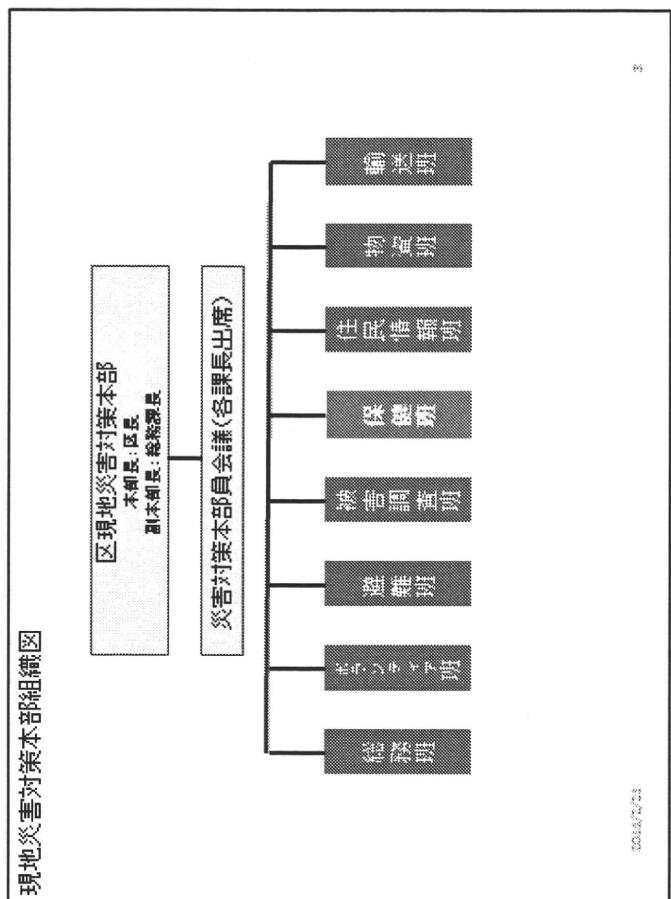
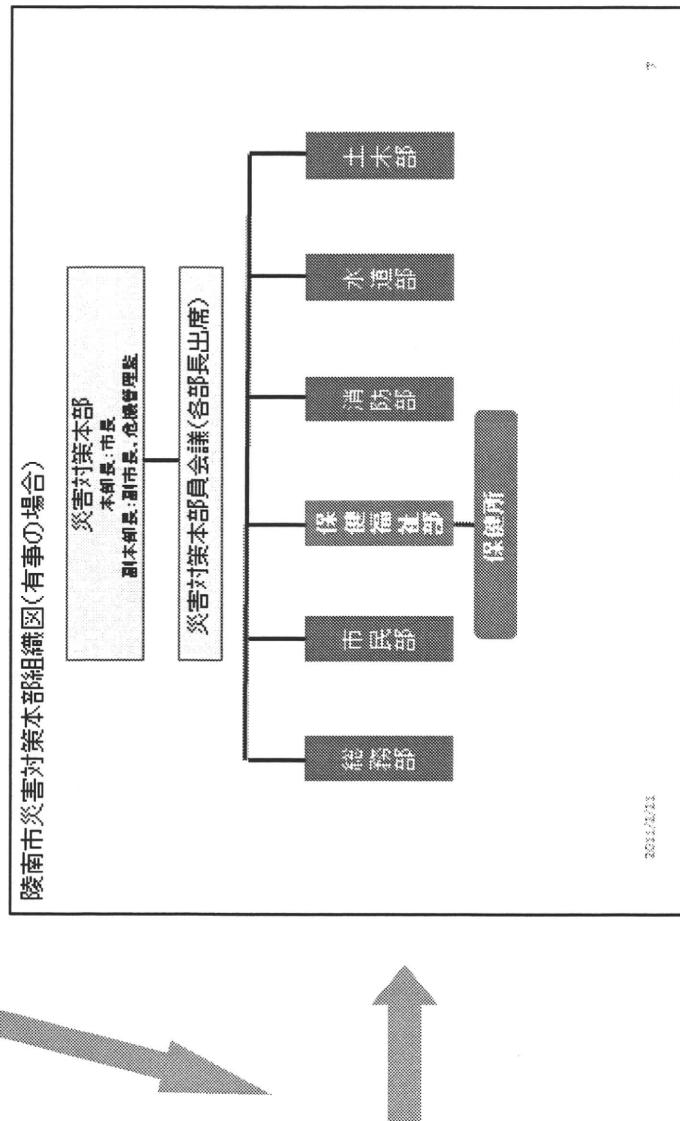
陵南市 地理的概要－3

- ・高速道路は、陵南市(りょうなんし)の西の端を南北に通つており、産業道路(さんぎょうどうろ)の出入口から乗ることができます。
- ・陵南市(りょうなんし)には、4本の県道および市道が東西方向(とうざいほう向)に2本、南北方向(なんばくほう向)に2本走っています。特に産業道路(さんぎょうどうろ)は、高速道路(こうそくどうろ)に出入りする車両(しゃりょう)で慢性的(まんじゆうせき)に渋滞(ぜりゅう)しています。
- ・市役所(しやくしょ)は、広川駅(ひろかわえき)から徒歩10分のところにあります。市役所(しやくしょ)から徒歩5分のところにあります。

6



現地災害対策本部組織図



被災設定－1

平成23年5月の第3日曜日 午前10時22分 被災1日目
県西部を震源とするマグニチュード7.0の直下型地震が発生しました。
鉄道網、高速道路を含む、道路は亀裂や隆起により完全に途絶され、近隣県を含めて死者・負傷者3,325人、負傷者31,265人を数える大惨事となり、M県の政令指定都市である陸南市でも、死傷者の数が734人とのまい、今後さらに急増する可能性があります。

これから陸南市の保健所長として、設問について考察し、意思決定をおこなってください。

- 倒壊家屋数は、市内全域が停電状態になっています。部分復旧に48時間程度要します。
- 電柱が倒れ、ガス管の破綻があり、ガスの供給が止まっています。部分復旧に10日間を要します。

- 水道管の破綻があり、市西部を中心約70%の地域が断水しています。部分復旧に10日間を要します。
- 鉄道は、梅福線、西島線ともに不通になっています。復旧に2週間以上要します。
- 奥平川にかかる橋に大きな亀裂があり、県道浦沢線は不通となっています。その他の幹線道路は、一部に不通区間はあるものの迂回すれば緊急車両の通行は可能です。

2013/2/23

2013/2/23

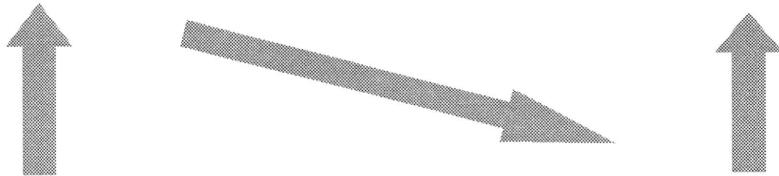
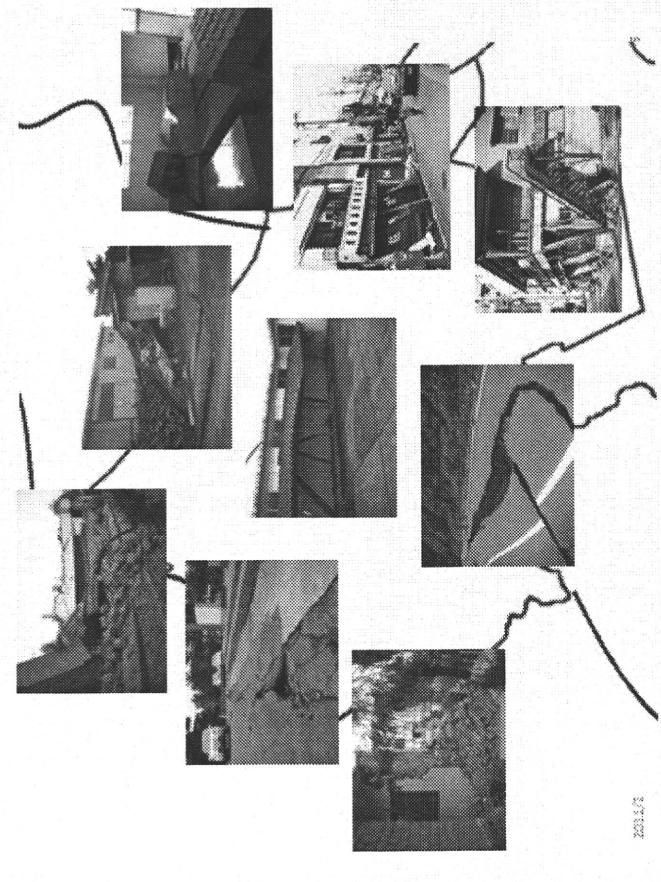
14

被災設定－2

- 市内にある家屋の倒壊率は20%、避難者数は23万人です。
- 高速道路は路面に亀裂があり、県から不通になっています。
- 西部の災害拠点病院である坂戸病院はかろうじて診療処置機能が残っていますが、東部の南病院は医療機器が散乱しており、病院に通じる道路が通行できない状態です。
- 市内の医療機関(病院、診療所)、調剤薬局の受入能力は、平常時の30%です。
- 救護所において医療活動に従事可能な医師、看護師は、全体の50%です。
- 保健所の職員の被災1日目の出勤率は25%、被災2日目の出勤率は40%、被災3日目の出勤率は45%です。

2013/2/23

15



日曜日 午前10時22分 被災当日
あなたには、朝食を終えてリビングで読書をしていたところ、立っていました。幸い家具が倒れていませんでした。
揺れを感じ、食卓の下に潜り込み隠れるのを待ちました。幸い家具が倒れていませんでした。

災害時ににおいて①重篤急救患者の救命医療を行うための高度の診療機能、②傷病者の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、③自己完結型の医療救護チームの派遣機能、④地域の医療機関への応急用医療器材の貸し出し機能、⑤要員の訓練・研修機能を有する病院で、都道府県が、各都道府県に1か所「基幹」拠点病院を、原則として二次医療圏毎に1か所ずつ「地域」拠点病院を指定することとしている。①～④については、「基幹」「地域」共通の機能、⑤の訓練・研修機能は「基幹」病院のみの機能である。

2023.3.22.23

【設問1】

地域における防災施策は、災害対策基本法に基づいて都道府県、市町村が策定する地域防災計画に従って行われています。基本的な確認です。
地域防災計画においてあなたの保健所は具体的にどのような役割を果たさなければならぬと定められていますか？

【設問2】

家族に負傷者は出ませんでしたが、あなた又はあなたの家族に負傷者がいた場合、あなたに代わって指揮をとる職位の順位を書き出してください。

2023.3.22.23

日曜日 午後4時 被災当日
午後7時まで救護所が市内35か所に設置される計画です。
保健福祉部長より必要な措置を行なうとの指示がありました。

【設問4】

救護所を設置をするにあたり、保健所長が確認しておくことが望ましい事項はありますか？

3-1 出勤できた職員がやるべき事項が決められていますか？

3-2 災害発生時は、人材資源が圧倒的に不足し、保健所のすべての業務を行うことができなくなります。

災害発生時に保健所が行う業務の優先づけはどのようになっていますか？

2023.3.22.23

2023.3.22.23

日曜日 午後6時 被災当日
市医師会と調整を行つた職員より市内3か所を巡回診療する医療班の編成に必要な医師、看護師が午後7時までに50%が充足できぬ状況であるとの報告を受けました。

【設問5】

災害対策本部に出向き保健福祉部長に現状報告をする必要があります。

- 5-1 報告に必要である、医師を充足するために今後行う最善の方策を考えてください。
5-2 充足50%の医療従事者で医療班の編成計画を部下に立てさせる場合、最優先する事項は可ですか？

2013/2/23 21:21

22

日曜日 午後9時30分 被災当日
医療班の編成計画が部下より上がつきました。この計画に基づいて医療班による活動が開始されます。

【設問6】

医療班はどのような活動を行う必要がありますか？
救護所における活動と救護所以外で必要となる活動に分けて考えてみてください。

2013/2/23 21:21

22

月曜日 午前9時00分 被災2日目
各都道府県よりDMATチームが到着しています。被災当日に到着し活動を開始している近畿県のDMATチームも含めてDMATチームの活動が本格的に開始されました。

【設問7】

DMAT活動をスムーズにムリ、ムラ、ムダなく行うためには、調整が必要となります。

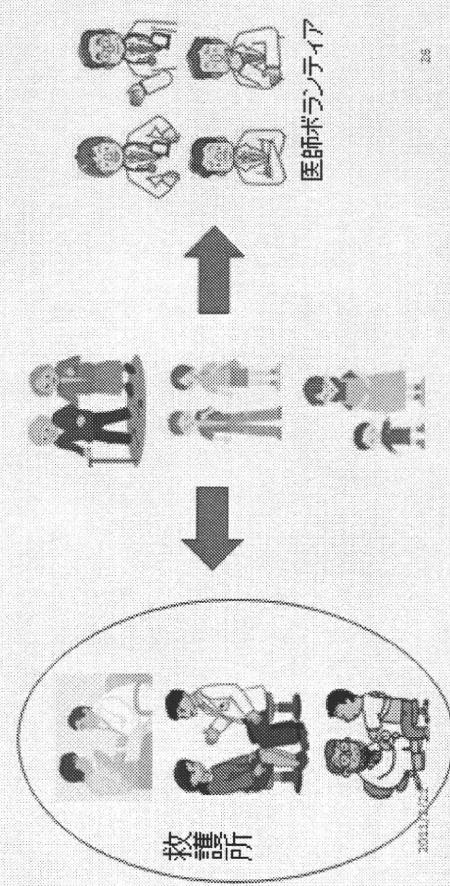
- 7-1 どの課題とどのような調整を行いますか？

DMATとは「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニング」を受けた医療チーム」と定義されており災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT(ディーマット)と呼ばれています。
医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。
参考：平成13年度厚生科学特別研究「日本における災害時派遣医療チーム(DMAT)の標準化に関する研究」報告書

2013/2/23 21:21

24

月曜日 午後2時00分 被災2日目
他府県から応援にやってきたボランティアの医師が、対策本部の設置した救護所以外の場所で診療行為を行ない、無料で薬剤の処方、交付を行つてはいるとの連絡が、対策本部から入りました。



月曜日 午前11時00分 被災2日目
腎透析をしている被災者に対して慢性透析を行わなければならぬ者が現ざいました。
災害拠点病院等はすべて被災しており、慢性透析が必要な被災者を被災地域外への後方搬送を行う必要があります。

【設問8】

- 8-1 大災害時の在宅高齢医療患者、難病患者、要介護者、障害者の個別支援計画を、各区分保健・福祉、防災などの部署と如何なる調整を行いますか？
8-2 被災地域外へ被災者を後方搬送するためご如何なる調整を行いますか？

2024/3/23

【設問9】

- このままボランティア医師の活動を繼續させれば医師会との軋轢が生じる可能性があります。
ですが、現実には医師の数が圧倒的に不足しています。

医療法に照らし合わせ、あなたはどのような指導をする必要があると考えられますか？

125

火曜日 午前10時00分 被災3日目
余震が続き、避難所に入らずに家族と自家用車の中で過ごす被災者が多數存在し、中には全く車から降りずに座席に座っている人もいます。

【設問10】

このまま車の座席に座り続ける人々は、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）が発症する危険性が高くなっています。
深部静脈血栓症に対してどのように対処しますか？

2024/3/23

22

2024/3/23
23

火曜日 午後4時00分 被災3日目
医療救護班より医療废弃物の処理について相談を受けました。

【設問 11】
废弃物処理法を念頭に置き、どのような措置を取りますか？

2023/2/23 10:59

水曜日 午前9時00分 被災4日目
飼い主の、ばくなくなった犬が街をうろつき餌をあさっています。

【設問 12】

このまま放置すると野犬化し子供を襲う可能性があり、早急に措置を取る必要があります。
大災害という有事下でどのように処理を行いますか？

2023/2/23 10:59

「感染性废弃物」
(特別管理産業废弃物)

- 形状 血液、血清、臓器組織微生物試験に使用、血液が付着した鋭利なもの
- 排出場所 感染症病棟、結核病棟、手術室、初診室、検査室、透析室、ユニット系病棟において治療、検査などに使用された後排出されたもの。
- 感染症の種類 1類～3類及び指定感染症の治療、検査に使用したもの
4類5類感染症の治療、検査に使用された後排出された医療器材など。

2023/2/23 10:59

精神疾患で通院し服薬している患者の大多数が、震災が発生して以来、服薬ができない状態が続いている患者がいたとしている患者が多く存在しています。

【設問 14】

薬剤の供給ルートをどのようにして確保しますか？
平時に用いておくべきことも含めて考察してください。

2023/2/23 10:59

列挙してもらいましたが、した役割と現在保健所が担っている役割を比較し、求められる役割と相違点を洗い出してください。
その相違点の中から重要度の高いものを選び、求められる役割を担えるようごするため
に必要なことをまとめてください。

・災害発生前

・災害発生時(発災後72時間以内)

・災害発生後(発災後72時間以降)

ここまで阪神大震災クラスの大地震が発生したとの想定で、保健所長として該問題にお答えいただきました。ここから論議を進めて、保健所の果たすべき役割などどのような内容
のものだと思いますか?
保健所の果たすべき役割を以下に分けて考えてください。

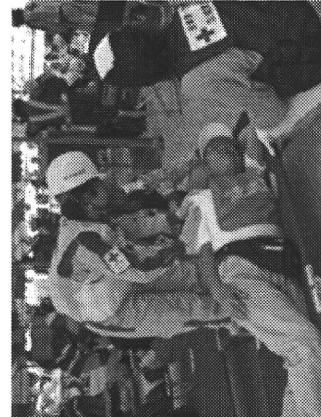
33

2023/3/23

保健所は、訓練に参加しますか?
参加している場合は、訓練でどのような役割を担ってされているのかを確認してください。
参考まで、現在の役割で十分なのか、不十分であるのであれば、新たにどのようが役割
を担うべきであるのかを考察してください。
場合によっては、どのような役割を担うために参加すればよいか、参加するた
めにどの部署、団体と協議していくかを検討してください。

127

自治体、消防、病院、自衛隊等の災害時に関係する機関が参加し、防災の日に合わせて
災害訓練が行われています。



34

2023/3/23

35

2023/3/23

保健所における災害健康管理業務で、今後いつそう充実・強化するべき業務は何であるのかを具体的に検討してください。
また、その強化策を実現するために必要な手順を段階的にまとめて、企画書あるいは工程表を作成してみてください。

地域健康安全に貢献するボランティアの養成・確保の方策に関する研究

研究分担者 尾島 俊之（浜松医科大学健康社会医学講座教授）
研究協力者 早坂 信哉（浜松医科大学健康社会医学講座准教授）
原岡 智子（浜松医科大学地域医療学講座特任助教）
仲井 宏充（西九州大学健康栄養学科学科長）
岡野谷 純（日本ファーストエイドソサエティ代表理事）
中川 和之（時事通信社防災リスクマネジメント Web 編集長）
弘中 秀治（宇都宮市総務管理部防災危機管理課防災危機管理係長）
福岡 龍史（エフエム・プランニング代表）
天寺 純香（災害救援ボランティア推進委員会事務局主任）
大河原 修（山口県立大学附属地域共生センター高齢部門助教）
福田 悅一（山口県社会福祉協議会地域福祉班・ボランティアセンター主事）
小野田全宏（静岡県ボランティア協会常務理事）
木下 秀子（静岡県西部危機管理局主幹）
中谷 高久（浜松市社会福祉協議会地域支援課課長）
橋本 茂昭（日本赤十字社静岡支部事業推進課救護係長）

研究要旨 自主防災組織や災害ボランティア等の養成、資質向上を図り、健康危機時に効果的に活動できるボランティアを確保することが目的である。方法としては、① 災害ボランティアセンター配属の医療看護職等の活動に関する研究、② 災害ボランティアセンター等で使用できる教材媒体の作成、③ 水害での消毒に関するレビューの3つを柱として研究を実施した。具体的には、昨年度及び今年度発生した水害の被災地へのインタビュー調査、災害ボランティア関係の有識者との検討等を行った。その結果、「災害ボランティア等の健康管理に関する指針」（案）、DVD教材「災害時のボランティア活動を安全に行うために」を作成した。水害での消毒に関しては、参考となる原著論文はほとんど見あたらなかつたが収集できた資料のまとめを作成した。今後、これらの指針、教材等をブラッシュアップしながら普及していくことが必要である。

A. 研究目的

自主防災組織や災害ボランティア等の養成、資質向上を図り、健康危機時に効果的に活動できるボランティアを確保することが本分担研究班の大きな目的である。

近年、大規模な震災や水害の際には、大勢の災害ボランティアが活躍しており、ボランティ

ア活動は今や災害復興において必要不可欠となっている。その一方で、災害ボランティア活動中の死亡例や事故等が報告され、ボランティアの安全衛生の確保が重要となっている。

災害ボランティアセンターの開設において、平成21年7月中国・九州北部豪雨（山口県府市）や平成21年台風第9号災害（兵庫県佐

用町)等、災害ボランティア等の安全衛生を担当する医療看護職が配置される事例が増えている。しかし、そのような医療看護職が果たすべき役割や、またそのような配置が促進されるための平常時の連携体制等は明らかでなく、それらに関する指針が求められている。

災害ボランティア活動に関する研修として、災害ボランティアセンターの開設・運営に関する研修は近年広く行われるようになったが、特に安全衛生に関する研修に用いることのできる教材は少ない。また、実際に被災地で活動を行うボランティアへの教育は不十分な状況があり、活動の直前に効率よく研修を行うことができる教材の必要性が高い。

水害時の災害ボランティア活動として、土砂のかき出し・清掃の後に、消毒作業を担うことが多い。消毒の必要性や、無資格の災害ボランティア等が消毒作業を担うことの可否を含めて、水害時の消毒に関しての正しい知見を整理する必要がある。

本研究の実施によって、震災や水害を始めとした自然災害等の健康危機に対して、ボランティアが効果的かつ安全に活躍できることが期待される。また、健康危機管理の視点から一般ボランティアの活動を扱った研究はほとんどなく、独創的な研究である。

B. 研究方法

この研究は、① 災害ボランティアセンター配属の医療看護職等の活動に関する研究、② 災害ボランティアセンター等で使用できる教材媒体の作成、③ 水害での消毒に関するレビューの3つを柱として実施した。具体的には、内閣府防災ボランティア活動検討会メンバー等の協力を得て、山口県防府市・山陽小野田市、静岡県小山町等、水害被災地でのインタビュー調査を行った。

災害ボランティアセンター配属の医療看護職等の活動に関する研究として、研究班内で検討し「災害ボランティア等の健康管理に関する指針」(案)を作成した。その途中段階の案について、ボランティア協会、日本赤十字社、社会福祉協議会、自治体担当者等から意見を収集しブラッシュアップを行った(主担当:原岡、早坂)。

災害時に災害ボランティアセンター等で、また平常時の災害ボランティア研修に使用できる教材媒体として、DVDを作成した(主担当:岡野谷、中川、福岡)。

水害での消毒に関するレビューとして、国内外の主要な情報を収集し取りまとめを行った。具体的には、Google Scholar、PubMed、医学中央雑誌、Google 等で検索を行い、参考となる文献について概要をまとめた(主担当:仲井)。

なお、インタビュー等の調査においては、研究の趣旨を説明し、協力の同意を確認した上で実施した。

C. 研究結果

① 災害ボランティアセンター配属の医療看護職等の活動に関する研究

作成した「災害ボランティア等の健康管理に関する指針」(案)を資料1に示す。内容としては、第1章「災害ボランティアの健康管理の重要性と平常時の備え」として、健康管理対策の重要性、健康管理班の役割、健康管理班の編成、健康管理に関する平常時の取組みについて記載した。また、第2章「災害時における災害ボランティア等の健康管理」として、災害時の健康管理に関する連携体制、直接的な健康管理活動、間接的な活動、注意すべき傷病や症状について記載した。

② 災害ボランティアセンター等で使用できる教材媒体の作成

DVD教材「災害時のボランティア活動を安全に行うために」を作成した(図1)。これは、災害ボランティアセンター、ボランティアバス等で活動現場に向かう直前のイントロダクション用として、また平常時の災害ボランティア研修用として使用できるものである。DVDの構成を資料2に示す。内容としては、災害ボランティア活動における安全衛生の重要性、体調の悪い人などは災害ボランティア活動を行ってはいけない旨、安全衛生のための服装・持ち物、災害ボランティア活動に際しての留意点、特に注意すべき傷病、ケガ等が発生した場合の対応等である。

③ 水害での消毒に関するレビュー

水害での消毒に関しては、参考となる原著論

文はほとんど見あたらなかったが収集できた資料のまとめを作成した。海外文献のまとめを資料3に示す。

D. 考察

災害ボランティアセンター配属の医療看護職等の活動に関する研究では、災害ボランティア活動の安全衛生を担当する専任の医療看護職の配置の促進のための事項と、実際に配置された場合の業務の指針をまとめることができた。

災害ボランティアセンター等で使用できる教材媒体の作成では、災害ボランティア活動に向かう直前のイントロダクション及び平常時の研修に用いることができるDVD教材を作成した。

水害での消毒に関するレビューでは、水害時の消毒の必要性や、その適切な実施方法に関する

原著論文は皆無と言って良いほど無いことが明らかとなった。水害時には、やみくもに消毒を行うではなく、消毒実施の必要性をケースバイケースで検討する必要がある。

E. 結論

「災害ボランティア等の健康管理に関する指針」(案)、DVD教材「災害時のボランティア活動を安全に行うために」を作成した。水害での消毒に関しては、参考となる原著論文はほとんど見あたらなかったが収集できた資料のまとめを作成した。今後、これらの指針、教材等をブッシュアップしながら普及していくことが必要である。



図1 DVD教材

「災害時のボランティア活動を安全に行うために」

本研究において研究協力者は、成果物の作成、情報の収集・提供、プラッシュアップ等のための議論への参加等で研究に協力した。立場により種々の考え方があるため、成果物の全ての内容について、研究協力者全員の合意に基づくものではない点についてご留意頂きたい。

F. 研究発表

- 1) 尾島俊之. 健康危機管理. 月刊地域医学 2010; 24(10):772-777.
- 2) 尾島俊之. 災害と健康. 公益社団法人地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センター編. 健康なくに. 医療文化社, 2010.
- 3) 尾島俊之、早坂信哉、西山慶子、福永一郎、堀口逸子、珠田靖夫. 災害ボランティアの安全衛生管理の必要性と現状. 産業衛生学雑誌 2010;52:臨時増刊;441.
- 4) 早坂信哉、柴田陽介、原岡智子、岡野谷純、堀口逸子、野田龍也、村田千代栄、尾島俊之. 地域住民防災活動参加者の健康状況. 日本公衆衛生雑誌 2010;57(10 特別附録):466.

- 5) 原岡智子、尾島俊之、早坂信哉、村田千代栄、野田龍也、山岡泰治. 地域住民防災活動参加者の健康状況. 日本公衆衛生雑誌 2010;57(10 特別附録):466.
- 6) 原岡智子、早坂信哉、山岡泰治、尾島俊之. 住民の防災対策としての食料の備蓄実施とその関連要因. J Epidemiol 2011; 21(1 suppl): 200.
- 7) 尾島俊之、仲井宏充、原岡智子、岡野谷純. 災害ボランティアによる消毒作業のニーズと課題. 日本集団災害医学会誌 2010; 15(3):385.
- 8) 原岡智子、尾島俊之、山岡泰治. 家庭での家具・大型電気製品等の固定とその関連要因. 日本集団災害医学会誌 2010; 15(3):386.

G. 知的財産の出願・登録状況 なし

資料 1

災害ボランティア等の健康管理に関する指針（案）

平成 23 年 3 月 10 日版

この指針は、これまでの被災地等での調査研究から、災害ボランティア等の健康を守るために、一般的に検討・実施することが好ましいと考えられる事項をまとめたものである。しかし、被災地の状況や制約条件は事例毎に異なり、またそれらは刻々と変化する。実際には、この指針を参考にしつつ、現場の状況に合わせてアレンジし、臨機応変に対応を行うことが必要である。

第 1 章 災害ボランティア等の健康管理の重要性と平常時の備え

第 1 節 健康管理の重要性

災害発生時に、多くの災害ボランティア（以下、ボランティア）等が、安全とは言い難い被災地で、さまざまな支援活動を行っている一方、活動中のボランティアが死亡したり、外傷や病気になったりする事例が発生している。ボランティア活動時の安全衛生・健康管理に対する教育・啓発や、ボランティア自身の健康リスクへの対応等が行われているが、被災地でのリスクを完全に避けることは困難である。

そこで、可能な限りボランティア等の安全や心身の健康を確保するために、活動拠点である災害ボランティアセンターに、ボランティア向けの保健衛生班や救護班などの健康管理班（以下、健康管理班）が編成され、またボランティア等の安全衛生・健康管理を専任で担当する医療看護職が配置される事例が最近増えてきた。今後の災害においても、このような体制によりボランティア等の健康管理をしっかりと行うことが重要である。

第 2 節 健康管理班の役割

1. 活動の目的

ボランティア活動中の傷病の未然防止を図るとともに、万一傷病が発生した場合は速やかに適切な対応が行われるようにすることが目的である。

2. 活動の対象者

- (1) 災害ボランティアセンターで受け付けしたボランティア、災害ボランティアセンターで活動しているボランティアコーディネーター・社会福祉協議会職員等のスタッ

フが考えられる。

- (2) 住民相互の共助活動が行われている実態を考慮すると、近隣住民等、災害ボランティアセンターで受け付けをしていないボランティアも可能な限り対象として検討すべきであろう。

第3節 健康管理班の編成

- (1) 健康管理班には、ボランティアセンターの一般スタッフに加えて、医師、保健師、看護師等の医療看護職が含まれるべきである。また、薬剤師、救急救命士等が加わることもある。
- (2) 健康管理班の医療看護職の普段の所属機関として、これまでの事例によると、機関からの派遣及び個人参加を含めて、看護協会、精神科看護技術協会、日本赤十字社、医療機関、医師会、大学、保健所、市町村等がありえると考えられる。
- (3) 災害時、個人的にボランティア活動を志望して被災地に来た医療看護職等も、本人の意思を確認した上で、健康管理班に加わり活動することがある。
- (4) 健康管理班に医療看護職がない場合は、被災者の健康管理を行っている医療看護職等の支援を受ける形もありえる。

第4節 健康管理に関する平常時の取組み

平常時に準備していないことは、災害時に突然実施することはできない。平常時の準備として次のようなことが重要であると考えられる。

1. ネットワーク体制づくり

社会福祉協議会やボランティア協会等は、災害ボランティア活動に関する会議等で、健康管理班の医療看護職の派遣元となりうる機関や災害時に県内外の医療看護職の派遣受け入れ・配置を行う県・市町村（行政機関）とともに、災害時のボランティア等の安全衛生・健康管理に関する業務・人員等の体制、情報提供・収集などについて検討を行う。

災害時に必要に応じて傷病者の応急処置に関する指示等を受け、また治療を要する傷病者の受け入れが円滑に行われるよう、地域の医療機関との連携を図ることが望ましい。

2. 計画

- (1) 社会福祉協議会やボランティア協会等は、防災組織や関係機関との検討結果を基に、地域の特徴等を考慮しながら、災害ボランティアセンター開設マニュアル等の中に、

健康管理班に関する計画を記載しておくことが望ましい。

- (2) その計画には、健康管理班の具体的な役割、ボランティア数に応じた必要人数、必要物品等の記載が中核となると考えられる。
- (3) 災害ボランティアセンター開設マニュアル等には、健康管理の視点から見て、災害ボランティアが担当すべきではない活動や、災害ボランティアが担当する場合の安全衛生確保のための条件などの記載も含まれることが望ましい。その際に、法令上のその活動の一義的な実施者がどのように決められているか、またその活動の危険性の度合いを踏まえて、検討が行われる必要がある。具体的には、災害廃棄物の処理に関連する活動や、一部損壊等の家屋における活動などがある。
- (4) その計画は、隨時、防災組織や関係機関等とともに見直し、再検討を行う。

3. 研修

- (1) 社会福祉協議会やボランティア協会等でのボランティアコーディネーター研修や一般的のボランティア向けの研修において、ボランティアの安全衛生・健康管理についての内容も含めるようにする。その際に、健康管理班の医療看護職の派遣元となりうる関係機関に講師を依頼するなどの工夫をすると効果的であろう。
- (2) 健康管理班の医療看護職の派遣元となりうる機関が行う災害対応等に関する研修において、ボランティア等の健康管理の必要性についての内容も含めるとよい。

4. 訓練

災害対応訓練（図上訓練、実地訓練等）に、ボランティアセンターの健康管理班のメンバーとなりうる医療看護職等が参加し、他の機関等との情報共有・連携を図る。

第2章. 災害時における災害ボランティア等の健康管理

災害ボランティアや、災害ボランティアセンターのスタッフ等は災害時という特殊な状況のもとでは、どうしても無理をしがちになり、自らの安全衛生・健康管理が後回しになりがちである。自ら健康管理に留意することに加えて、以下のような医療看護職等を含めた健康管理班による体制を確立することが好ましいと考えられる。

第1節 災害時の健康管理に関する連携体制

1. 連携体制

- (1) 健康管理班は、災害ボランティアセンターの他部門と連携を密にしながら活動を行

う。特に、ボランティアの受付を担当する班との間で、ボランティア保険、体調不良者等の情報について、ニーズの受付を担当する班との間で、依頼された活動の危険の度合いなどについての情報交換は重要である。

- (2) 健康管理班は、地域の医療機関や被災者向けの救護所等と連携を密にする。これは、傷病者の応急処置に関する指示等を受け、また円滑に診療が受けられるようする上で重要である。また、地域の医療機関等を受診したボランティア等の状況についての把握が行えると、その後の傷病予防対策の検討に役立つ。

2. 情報提供・収集

- (1) 健康管理班は、被災者や他の災害ボランティアセンターのボランティア等の傷病の予防のために、ボランティアの活動中の外傷や体調不良の内容等の情報を、災害ボランティアセンターを通して、地域で活動している医療看護職や町内会・自主防災組織、他の災害ボランティアセンター、自治体等に提供するようにする。
- (2) 災害ボランティアセンターのボランティア等の健康管理のために、被災者や他の災害ボランティアセンターのボランティア等の傷病等の情報を関係機関から収集する。
- (3) 災害ボランティアセンターが関与していないボランティア等に対しても、広くボランティア等の健康管理を災害ボランティアセンターの健康管理班が行うことを周知し、必要に応じて相談等をすることができる情報を提供する。

第2節 直接的な健康管理活動

災害の種類によって起こりうる傷病は異なるため、臨機応変な対応が求められるが、ボランティアの健康管理を行う場面ごとのポイントは以下の通りである。異常が認められる際は無理をさせずに当該ボランティアに活動中止を勧める勇気と決断が必要である。

健康管理班は、以下のように、災害ボランティアセンターでの活動、巡回による活動などを並行して適宜分担して行う。

1. ボランティア活動前

- 1) ボランティアを受け付ける班における健康管理に関する活動内容
 - (1) 受付時に、ボランティア保険加入の確認（及び加入手続き）、健康のチェック（自己申告）等を行う。
 - (2) 活動のイントロダクション時に、安全衛生・健康管理に関する注意事項（所持品、休憩、途中異常があった場合の連絡方法等）の説明等を行う。
- 2) ニーズを受け付ける班における健康管理に関する活動内容
活動ニーズの受付の際に、必要に応じて健康管理班と相談しながら、その作業の危険性を判断する。限度を超える危険性があると判断された場合には、その活動を

お断りすることも必要である。

3) 健康管理班等の活動内容

体調不良の人について、詳しく心身の状態をチェックする。その後、ボランティアコーディネーターと相談し、状態によって活動せずに帰宅してもらったり、医療機関の受診を勧めたり、負担の軽い作業を斡旋したりする。

4) 観察点

前夜の睡眠状態、顔色、持病の有無とその程度、マスクの所持・着用等

2. ボランティア活動中の巡回

1) 健康管理班等の活動内容

- (1) 必要に応じて2人以上1組で、ボランティア等の活動場所を巡回する。
- (2) 体調不良は無いか、もし体調不良があったら早期に相談するように声を掛ける。
- (3) 暑い日は例えばおしほり、冬は使い捨てカイロを渡すなどすると声をかけやすくなる。
- (4) 活動場所が広範囲の場合は、地域を巡回するボランティアコーディネーター等に協力を依頼し、分担して巡回する。
- (5) 巡回においては、産業保健の三管理の視点で、作業環境、作業方法で注意を要する危険なところは無いか、健康状態はどうか等を観察する。
- (6) 作業環境や作業方法の問題点や改善方策に気がついた際には、現場すぐに対応可能のことについては活動中のボランティア等に伝える。
- (7) 調整が必要なことや、他の作業場所でも同様の問題があると考えられることについては、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーター等に伝える。なお、伝えた相手が指摘事項について納得し、実際に改善が行われるようにうまく伝えることが必要である。

2) 観察点

- (1) 活動時 水分補給状態、排尿・発汗状態、心身の状態、休憩時間の有無等
- (2) 休憩時 心身の状態、手洗い、うがい、十分な休憩の有無、食べ物の状態
衣服の変え（発汗の多い時）等

3. 応急処置

- (1) 活動中に体調不良や外傷を負ったボランティア等に対しては、症状等に合わせて災害ボランティアセンターで待機中または巡回中の健康管理班が応急処置等の対応を行う。
- (2) 応急処置の内容としては、緊急な場合や医師の参画・指示がある場合等を除いて、原則として医療行為にならない範囲のことを行う。
- (3) 必要に応じて、医療機関への搬送を行ったり、受診を勧めたりする。

- (4) メンタル的な対応が必要な人に対しては、話を聞く。必要に応じて、メンタル相談窓口や、こころのケアチーム等への相談を勧める。
- (5) 応急処置の際には、ボランティアの活動調整をしている部署と連絡を密にして、必要に応じて、その場所の活動には別のボランティアに交代してもらったり、またその交代で来るボランティアに対し、安全衛生上の注意点を徹底したりする。

4. ボランティア活動終了後

(昼食休憩等で一時的に災害ボランティアセンターに戻ってきた場合も同様)

1) 健康管理班の活動内容

- (1) 声かけと観察—休憩時間や活動終了時に災害ボランティアセンターに戻ってきたボランティアに、声かけと体調観察を行う。
- (2) 活動後、体調不良や外傷を負っていたボランティア等に対して、応急処置を行う。
- (3) メンタル的な対応が必要な人に対しては、話を聞く。必要に応じて、メンタル相談窓口や、こころのケアチーム等への相談を勧める。
- (4) 帰宅後に心身に不調を感じた際は医療機関を受診することを勧める。

2) 観察点

心身の状態、手洗い、うがい、衣服の着替え等

5. ボランティアコーディネーター・職員等の健康管理

被災地ではボランティアコーディネーター・職員等のスタッフは業務繁多のため自己の健康管理が後回しになりがちである。健康管理班はこれらのスタッフの体調チェックや健康相談を行い、率先して定期的に休憩・休日を取るよう勧める。特に多忙な災害ボランティアセンターにおいては、スタッフの睡眠時間の把握や、血圧測定等を行うのも良い。また、災害ボランティアセンターや各部署の責任者等はその责任感から無理をしがちになるので、積極的に休憩・休日を取るよう勧めるのがよいだろう。

第3節 間接的な活動

1. 記録

被災地では記録等は後回しになりがちであるが、活動の事後評価、改善のために以下のようない記録を行う。

- (1) 健康管理票（対応、処置を要したボランティア等についての各個人ごとの記録。行った処置等の内容や指示事項などを記載する。）（参考例添付）
- (2) 業務日誌（その日の業務の概要や特記事項を記載する。）
- (3) 集計表（体調不調者事例等の概要一覧や件数などの記録。）

2. 評価

- (1) 随時、体制や活動を評価し見直しを行う。
- (2) 今後のボランティア等の健康管理に役立てるため、活動終了後に健康管理票等の集計、分析、検討を行う。

第4節 注意すべき傷病や症状

これまでの事例から、一般的に以下のようないい傷病の頻度が高いと考えられる。

1. 頻度の高い傷病等

(1) 傷病

高血圧、心臓発作、熱中症、脱水症、切り傷、打撲、虫さされ等

(2) 症状

気分不良、顔色不良、めまい、たちくらみ、ふらつき、吐き気、脱力感、発汗異常、喉の痛み、意識障害、けいれん、しびれ、下痢、目の違和感・かすみ、胸部の不快感、胸部痛、疼痛、腫脹、出血等

2. 注意すべき傷病

- ・蜂にさされた場合には、アナフィラキシーショックを起こすことがあるため、救護所や医療機関の近くなど、すぐに救急処置ができる場所で、しばらく観察を行う。
- ・深い外傷を負った場合は、当日中に破傷風の予防注射を受けるように促す。